

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 タニガキコウギョウシヨ 株式会社 谷垣工業所
 住所 〒631-0061 奈良市三碓六丁目8番54号
 代表者フリガナ氏名 代表取締役 タニガキコウイチ 谷垣 孝一 印
 電話番号 0742-45-0123
 FAX番号 0742-46-6490
 メールアドレス tanigaki@estate.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 14 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 タニガキコウギョウシヨ 株式会社谷垣工業所
住 所 奈良市三碓六丁目8番54号
代表者氏名 代表取締役 タニガキ コウイチ 谷垣 孝一



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	<small>タニガキコウギョウシヨ</small> 株式会社谷垣工業所		
住 所	〒631-0061 奈良市三碓六丁目8番54号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>タニガキコウイチ</small> 谷垣 孝一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 谷垣 嘉輝	<small>タニガキコウイチ</small> 代表取締役 谷垣 孝一	令和 年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社谷垣工業所
住 所 奈良市三碓六丁目8番54号
代表者氏名 代表取締役 谷垣 孝一



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市三碓六丁目8番54号
株式会社谷垣工業所

会社法人等番号	1500-01-001317	
商号	株式会社谷垣工業所	
本店	<u>奈良市三碓町1122番地の1の3</u>	
	奈良市三碓六丁目8番54号	昭和59年 3月 1日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和53年12月26日	
目的	1. 管工事請負設計施工 2. 上下水道工事請負設計施工 3. さく井工事請負設計施工 4. 土木工事請負設計施工 5. 建築工事請負設計施工 6. 電気工事請負設計施工 7. 水道施設工事請負設計施工 8. 土地建物の売買、賃貸、仲介 9. 化学工業薬品及び毒物・劇薬の販売 10. 前号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	8万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
	発行済株式の総数 4万株	平成31年 2月28日変更 ----- 平成31年 2月28日登記
資本金の額	<u>金1000万円</u>	
	金2000万円	平成31年 2月28日変更 ----- 平成31年 2月28日登記

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>谷垣嘉輝</u>	平成24年12月13日重任
		平成24年12月14日登記
		平成29年12月31日退任
		平成31年 1月17日登記
	取締役 <u>谷垣孝一</u>	平成24年12月13日重任
		平成24年12月14日登記
		平成29年12月31日退任
		平成31年 1月17日登記
	取締役 <u>谷垣佳司</u>	平成24年12月13日重任
		平成24年12月14日登記
		平成29年12月31日退任
		平成31年 1月17日登記
	取締役 (<u>谷垣嘉輝</u>)	平成30年12月29日就任
		平成31年 1月17日登記
	取締役 (<u>谷垣孝一</u>)	平成30年12月29日就任
		平成31年 1月17日登記
	取締役 (<u>谷垣佳司</u>)	平成30年12月29日就任
		平成31年 1月17日登記
	取締役 (<u>谷垣美賀</u>)	平成30年12月29日就任
		平成31年 1月17日登記
	取締役 (<u>谷垣芳久</u>)	平成30年12月29日就任
		平成31年 1月17日登記

奈良市三碓六丁目8番54号
株式会社谷垣工業所

	奈良市帝塚山南五丁目1番29号 代表取締役 谷垣孝一	平成28年 9月25日就任 ----- 平成28年 9月30日登記 ----- 平成29年12月31日退任 ----- 平成31年 1月17日登記
	奈良市帝塚山南五丁目1番29号 代表取締役 谷垣孝一	平成30年12月29日就任 ----- 平成31年 1月17日登記
	監査役 谷垣芳久	平成28年 9月25日就任 ----- 平成28年 9月30日登記 ----- 平成29年12月31日退任 ----- 平成31年 1月17日登記
	監査役 谷野千賀	平成30年12月29日就任 ----- 平成31年 1月17日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成28年 9月30日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 7月25日移記



奈良市三碓六丁目8番54号
株式会社谷垣工業所

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 9月 8日

奈良地方法務局

登記官

南

英

樹



株式会社谷垣工業所定款

第1章 総則

(商号)
第1条 当社は、株式会社谷垣工業所と称する。

(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 管工事請負設計施工
2. 上下水道工事請負設計施工
3. さく井工事請負設計施工
4. 土木工事請負設計施工
5. 建築工事請負設計施工
6. 電気工事請負設計施工
7. 水道施設工事請負設計施工
8. 土地建物の売買、賃貸、仲介
9. 化学工業薬品及び毒物・劇薬の販売
10. 前号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を奈良県奈良市に置く。

(公告方法)
第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、80,000株とする。

(株券の不発行)
第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)
第7条 当社の株式を譲渡により取得することには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)
第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者、又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。但し、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)
第9条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求する場合には、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)
第10条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- ② 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要がある場合には、取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主1名であることを要する。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名し、10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上8名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

- ② 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社に社長1名を、必要に応じて、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

- ② 社長は、当会社を代表する。
③ 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第23条 社長は、当会社の業務を統轄し、副社長、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- ② 社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
③ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成して、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の責任の一部免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第30条 当社は、監査役を置く。

(監査役の権限の範囲)

第31条 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役の員数)

第32条 当社には監査役は、1名とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

② 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して剰余金の配当を行う。

② 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附則

(定款に定めのない事項)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

令和2年9月8日

上記、当社の定款に相違ない。

奈良市三碓六丁目8番54号
株式会社谷垣工業所
代表取締役 谷垣 孝一

